

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（附則第十六条関係）

改正案	現行
第二十条（無料郵便） 郵便、郵便為替、郵便貯金、郵便振替、簡易生命保険、年金及び恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡し、印紙の売りさばき、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>（第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い又は元利金の支払、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り、郵政事業庁が郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）</u>第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務、総務省が当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）<u>第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務、総務省が郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）</u>第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務、総務省が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）<u>第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び</u>	第二十条（無料郵便） 郵便、郵便為替、郵便貯金、郵便振替、簡易生命保険、年金及び恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡し、印紙の売りさばき、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り又は元利金の支払、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り、郵政事業庁が郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）<u>第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務、総務省が当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）</u>第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務、総務省が郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）<u>第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務、総務省が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）</u>第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第百九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業並びに総務省が東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式

同法第百九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業並びに総務省が東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本放送協会、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から委託された業務、総務省が電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条第一項に規定する国際電信電話株式会社から委託された電報の取扱いに関する業務及び地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）第二条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務の事務に関する郵便物で次のものは、総務省令の定めるところにより、無料でこれを差し出すことができる。 一・二（略） 2（略）	会社、日本放送協会、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から委託された業務、総務省が電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条第一項に規定する国際電信電話株式会社から委託された電報の取扱いに関する業務及び地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）第二条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務の事務に関する郵便物で次のものは、総務省令の定めるところにより、無料でこれを差し出すことができる。 一・二（略） 2（略）
---	---